

令和7年度

中学校教育課程研究協議会【特別支援教育】 美濃・可茂教育事務所

日時 令和7年7月24日(木) 13:00~16:00

場所 関市立桜ヶ丘中学校 3年4組教室(南舎1階)

【全体主題】

「指導と評価の一体化」を核とした授業改善・学習改善の在り方

1 日程

13:00~ 13:10 所長挨拶

13:10~ 14:20 特別支援教育 全体説明

14:40~ 16:00 協議会Ⅰ・Ⅱ

2 当日の内容及び持ち物について

【協議テーマ】『実態把握に基づいた自立活動の指導と評価の一体化』

●協議Ⅰ

「自立活動の取組の交流」(様々な担当種混合での交流)

- ・ これまでに取組まれた自立活動の取組を交流し、自立活動の引き出しを増やしていただくことが目的です。指導案、活動の様子(写真)、教材教具について紹介していただきますが、その際には、児童生徒の実態→ねらい→活動の紹介という流れで説明していただきます。

●個人追究

「抽出児童生徒について、指導内容や手立ての見直し・計画」

- ・ 協議Ⅰで深まった「自立活動の取組方」をもとに、担当している児童生徒についての指導を考えます。

●協議Ⅱ

「今後の指導に向けての練り合い」(同じ担当種での交流)

- ・ 個人追究で考えた指導計画について協議します。それぞれが考えた計画を交流し、良い点を伝えたり相談したりすることで、実践に向けてより具体的なイメージをもてるようにします。

●当日の持ち物

1 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)

平成30年3月 ※紙媒体、データのどちらでも可。文科省HPからダウンロード可。

2 協議で用いる資料(10部)

研究討議テーマに基づいた自立活動の取り組みが分かるものを任意の様式でまとめ持参してください。(新たに資料等を作成する必要はありません。)

例)児童生徒のノートや学習シート(アナログ・デジタルを問わず)、教材教具、取組の写真、単元指導計画や指導計画、指導と評価の計画、指導展開案等。

※タブレットにて写真や動画の視聴、教材の現物等を資料とは別で持参可。

3 R7【美濃】中学校教育課程(特別支援教育)

※資料を印刷し、各自持参してください。

令和7年度 小・中学校 教育課程研究協議会【特別支援教育】

令和7年7月 美濃・可茂教育事務所

I 特別の教育課程とは

□特別の教育課程編成の根拠

昭和22年文部省令第11号 『学校教育法施行規則』

特別支援学級は、

第

条

通級指導教室は、

第

条

が根拠となる。

□教育課程（特別の教育課程の編成）

平成29年告示 文部科学省 『小（中）学校学習指導要領解説 総則編』 P.110（【中】P.108）

第3章 第4節の2の(1)

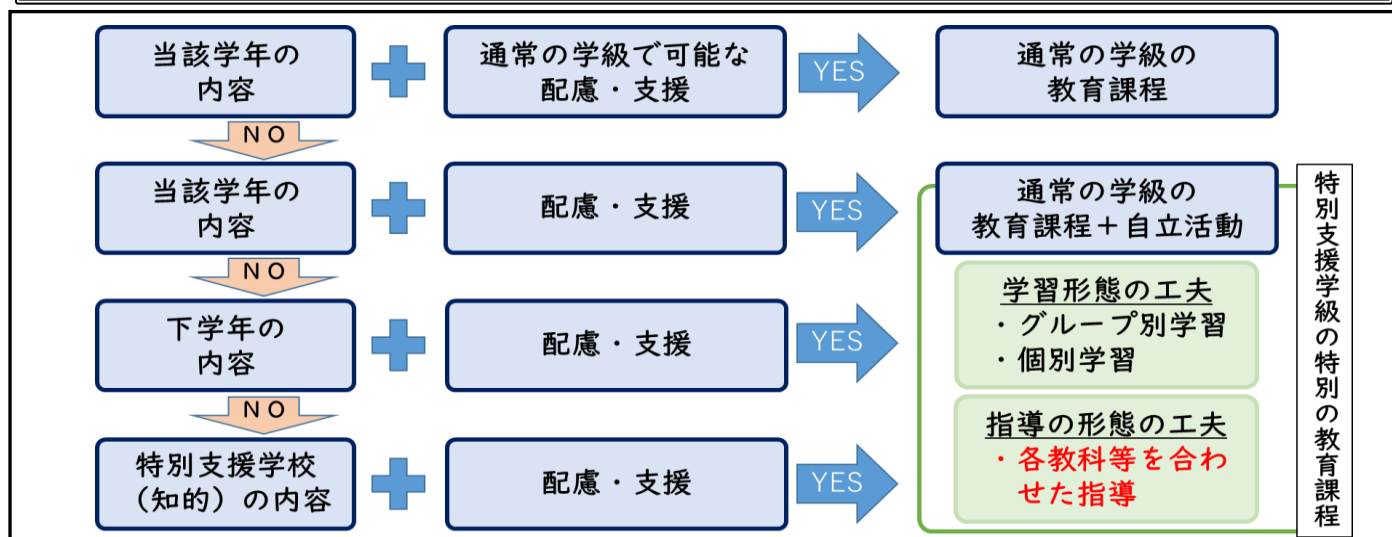
各教科の目標を設定するための手続きの例

（知的障害者である生徒の実態に応じた各教科の目標を設定するための手続きの例）

- a 小学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。
 - ・当該学年の各教科の目標及び内容について
 - ・当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。
- c 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

平成28年3月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

『小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック ー試案ー』

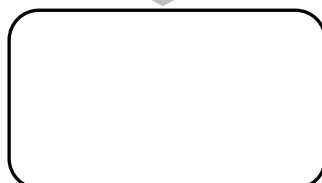
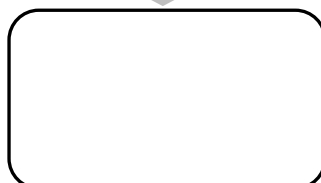


□教育課程（各教科等を合わせた指導とは）

昭和 22 年文部省令第 11 号 『学校教育法施行規則』

第130条 第2項

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、**知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳**（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）、**外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。**



□教育課程（作成の手順）

①児童生徒の実態把握

- ・教科の**学習の習熟度の把握**
- ・障がいによる**学習及び生活における困難の把握**
- ・義務教育終了後の**進路に関わるニーズの把握** など

②教科や領域等で願う姿の明確化

- ・個別の教育支援計画における**長期的目標との関連**

③指導内容、指導形態の決定

- ・**学年相応の学習を実施する教科**は何か
- ・**通常の学級で学習する教科**は何か
- ・**下学年の指導内容を適用する教科**は何か
- ・**自立活動**をどのように取り入れるか
- ・知的障がい者である児童に対する教育を行う**特別支援学校の教育課程**を取り入れるか
- ・**重複障がい者等に関する教育課程の取り扱い**を考慮する必要があるか

④実施に当たっての課題の検討

- ・**個々によって異なる教育課程**への対応
- ・**人的環境**の整備

教育課程の編成・実施にあたって学校全体で検討

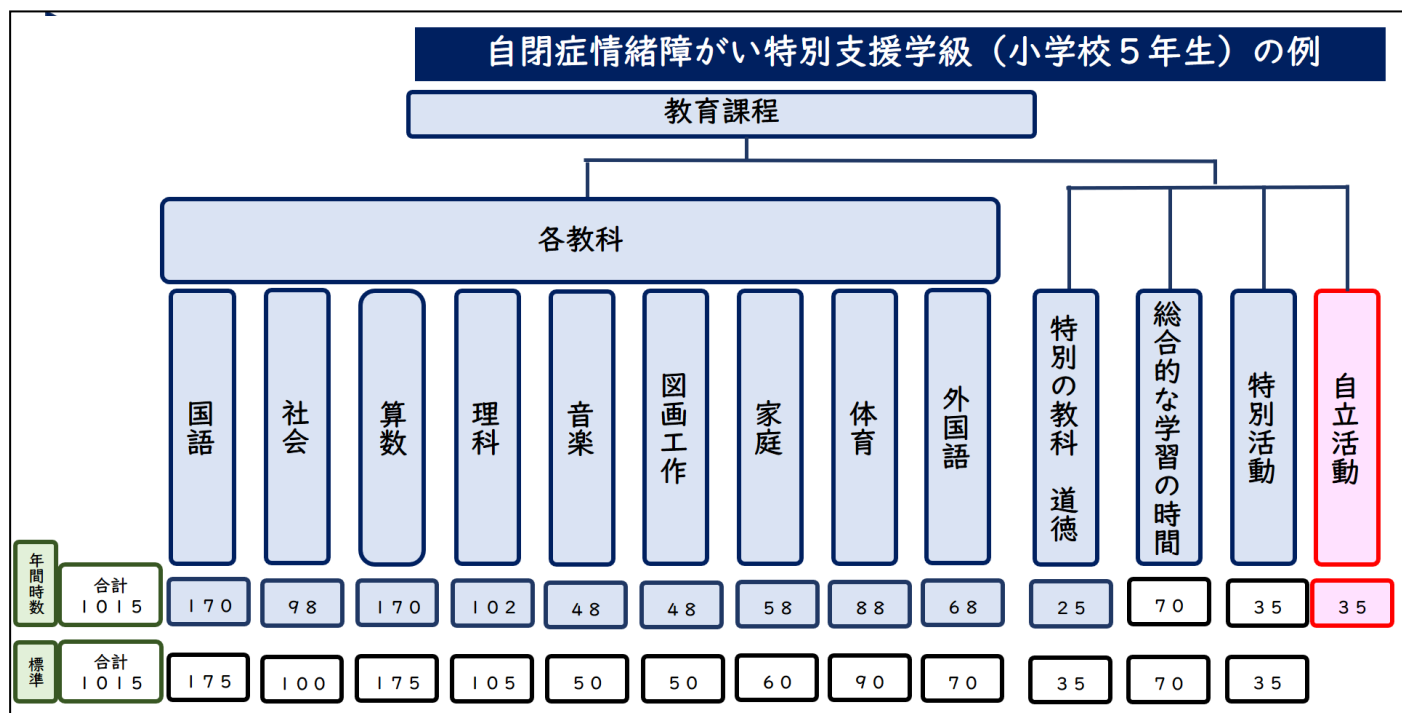
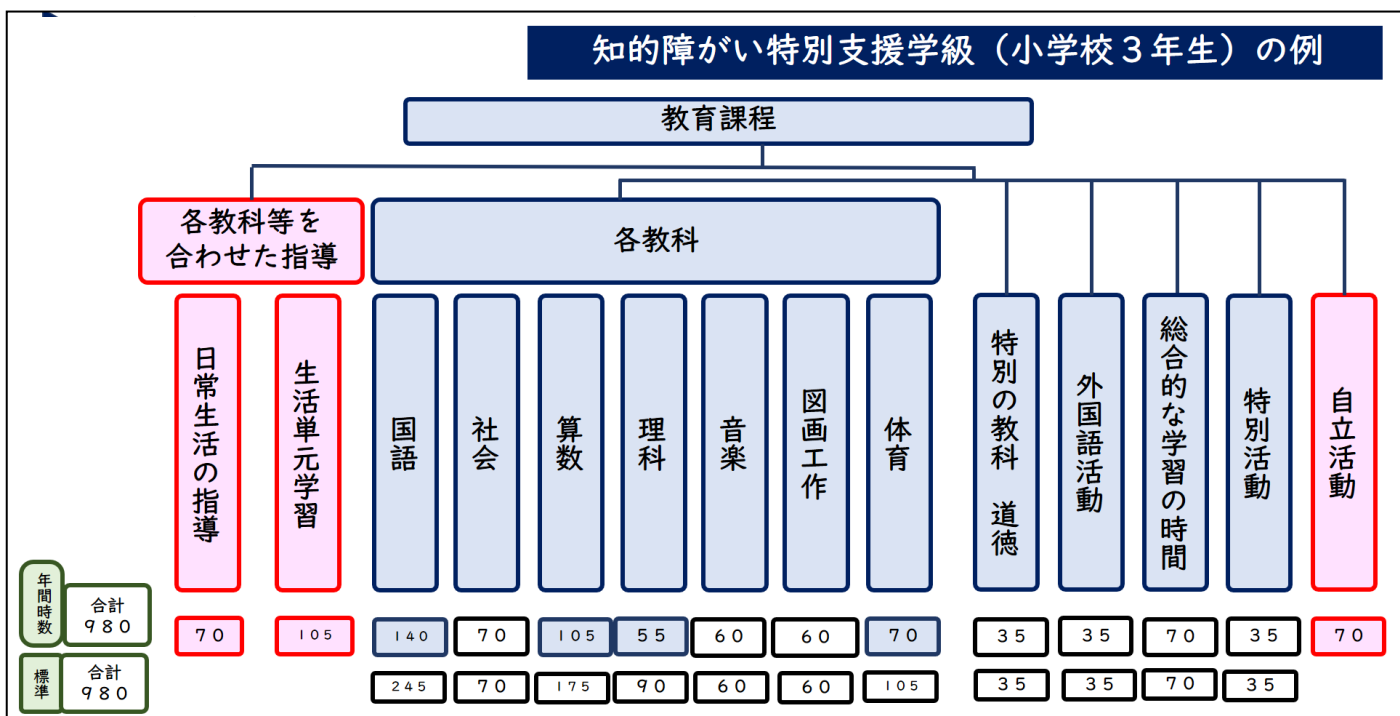
特別支援学級には多様な実態の児童生徒が複数学年にわたり在籍しており、一人の担任では個のニーズに応じた教育が難しい場合があります。教育課程の編成・実施にあたっては、複数の教員で対応したり、指導形態を工夫したりするなどして、学校体制で個のニーズに応じた多様な教育が提供できるよう、校内委員会等で検討する必要があります。

⑤時間割の作成

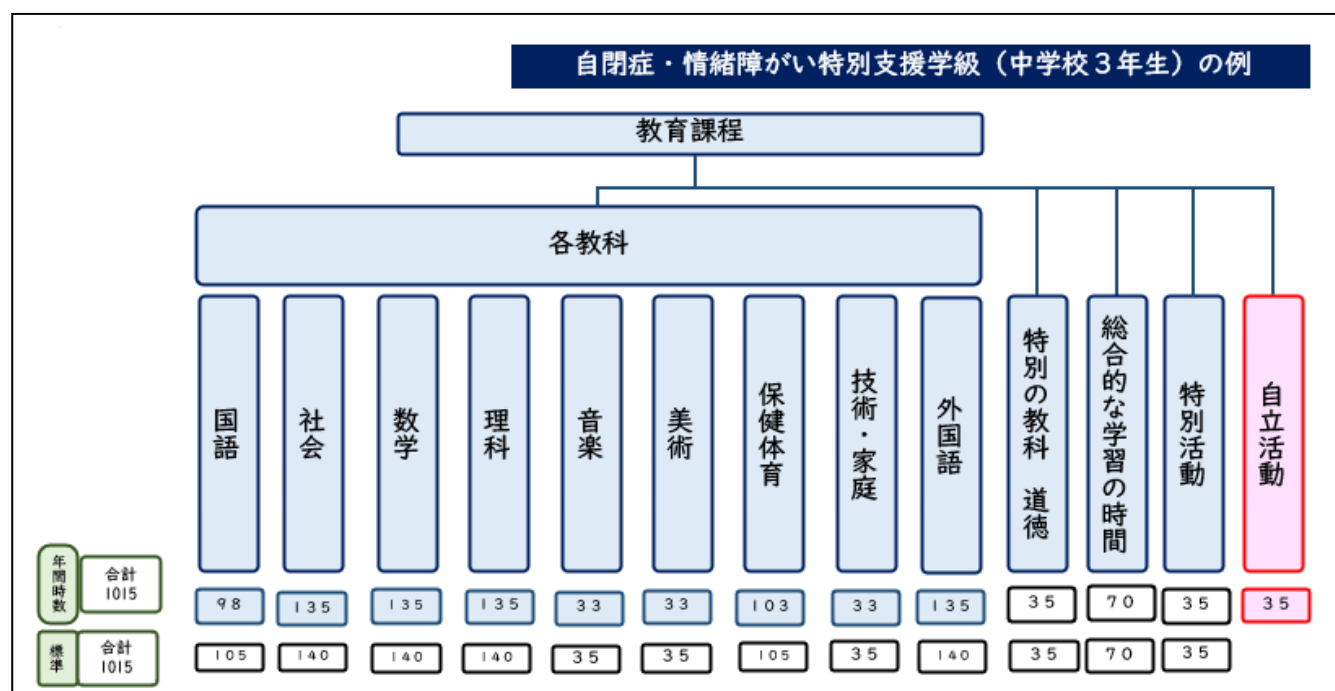
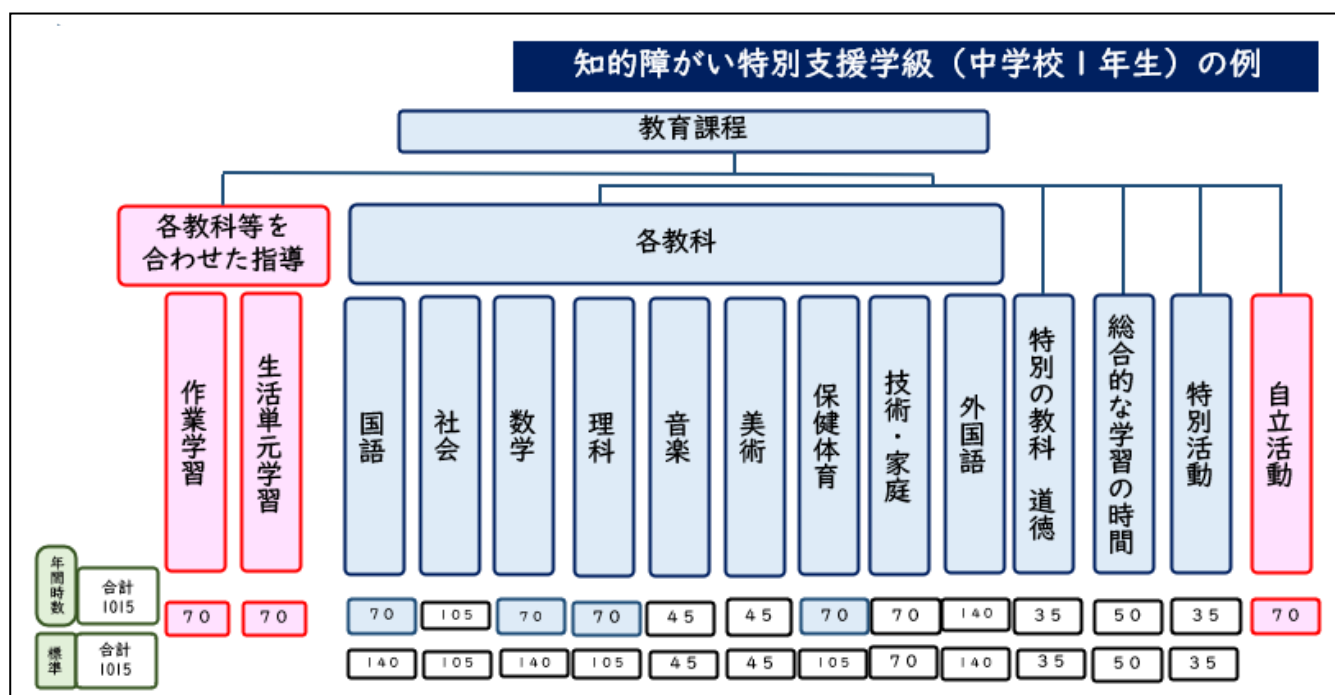
- ・**授業時数**の配当
- ・**各教科等や学習活動、交流及び共同学習の時間**も考慮し、実態に応じて、弾力的に編成
- ・児童生徒の実態に合わせて修正

※個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と深く関連します。

□小学校教育課程 時数の例



□中学校教育課程 時数の例



原則 小・中学校の教育課程に基づいて編成

- ・障がいの状態等に応じて、特別の教育課程を編成することができます。
- ・しかし、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校（中学校）の目的及び目標を達成するものでなければならないことに留意しましょう。



知的障がいがない場合

○各教科の内容

- ・当該学年に準ずる教育課程を基本とする。
- ・特に必要がある場合は、下学年の各教科の目標及び内容に替えることができる。

○自立活動

- ・学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れること。

知的障がいがある場合

○各教科の内容

- ・下学年や特別支援学校（知的障がい）の各教科の目標及び内容に替えることができる。

○各教科等を合わせた指導

- ・必要に応じて、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導することができる。

○自立活動

- ・学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れること。

◆参考資料

- ・平成 29 年告示 文部科学省 『小（中）学校学習指導要領解説 総則編』
- ・平成 28 年 3 月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 『小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック ー試案ー』
- ・昭和 22 年文部省令第 11 号 『学校教育法施行規則』

令和7年度 小・中学校 教育課程研究協議会【特別支援教育】

令和7年7月 美濃・可茂教育事務所

2 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

(1) 個別の教育支援計画と個別の指導計画の役割

平成29年告示 文部科学省 『小（中）学校学習指導要領解説 総則編』 P.112(P.111)

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある児童（生徒）など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。

○特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒

→全員作成し、効果的に活用する。

○通常の学級に在籍する（通級による指導を受けていない）障がいのある児童生徒

→作成し、活用に努める。

(2) 個別の教育支援計画を作成する目的と活用

平成29年告示 文部科学省 『小（中）学校学習指導要領解説 総則編』 P.113(P.112)

(ア) 関係機関の連携

○長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。

○教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。

具体的には・・・

・本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえる。

・学校、家庭、医療機関、福祉機関が提供する支援内容を具体的に記述して、関係機関の役割を明確にする。

(イ) 組織的な指導や支援

○個別の教育支援計画の作成を通して、児童（生徒）に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となる。

(ウ) 切れ目ない支援

○例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要である。

(3) 個別の指導計画の作成と活用

平成 29 年告示 文部科学省 『小（中）学校学習指導要領解説 総則編』 P.114 (P.112)

(ア) 教育課程の具体化

- 個別の指導計画は、個々の児童（生徒）の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。
- 教育課程を具体化し、障害のある児童（生徒）など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

(イ) 各教科等の指導

- 特別支援学級における各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成するものとする。
- 各教科の一部又は全部を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えた場合、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科の各段階の目標及び内容を基にして、個別の指導計画に基づき、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定することが必要である。

◆参考資料

- ・平成 30 年 岐阜県教育委員会 『一人一人のニーズに応じた途切れない支援のために「個別の教育支援計画」作成・活用・引継ぎのための手引き（平成 30 年度改訂版）』
- ・平成 29 年告示 文部科学省 『小（中）学校学習指導要領解説 総則編』

令和7年度 小・中学校 教育課程研究協議会【特別支援教育】

令和7年7月 美濃・可茂教育事務所

3 自立活動について

(1) 自立活動とは

特別の教育課程編成

平成29年告示 文部科学省 『小（中）学校学習指導要領』 P.24 (P.25)

第1章 第4の2の(1)のイ

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

平成30年3月 文部科学省 『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編』 P.44

自立活動の指導 第1章 第2節の2の(4)

(4) 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

自立活動の充てる授業時数 第1章 第3節の3の(2)のオ

オ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする。

自立活動の指導の目標

平成30年3月 文部科学省 『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編』 P.48

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

「自立」

児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること。

「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」

児童生徒の実態に応じ、日常生活や学習場面等の諸活動において、その障害によって生ずるつまずきや困難を軽減しようとしたり、また、障害があることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすること。

「調和的発達の基盤を培う」

一人一人の児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進すること。

平成 30 年 3 月 文部科学省 『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編』 P.23

- 個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動である。
- 個々の児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に即して指導を行うことが基本である。
- 自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが重要である。

(2) 通級指導教室における自立活動

昭和 22 年文部省令第 11 号 『学校教育法施行規則』

第 140 条

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、
（中略）特別の教育課程によることができる。

昭和 22 年文部省令第 11 号 『学校教育法施行規則』

第 140 条（続き）

- 一 言語障害者 二 自閉症者 三 情緒障害者 四 弱視者 五 難聴者 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- ハ その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの。

※つまり、通級による指導の対象となる児童生徒についても、障がいの状態等に応じて、特別の教育課程を編成することができます。

※ちなみに、通級による指導の対象とならなくても、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要となる児童生徒については、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障がいの状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことが大切です。



平成 29 年告示 文部科学省 『小学校（中学校）学習指導要領』 P.24（P.26）

第 1 章 第 4 の 2 の（1）のウ

イ 障害のある児童（生徒）に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。



通級による指導を行う対象となる児童生徒に対して、

自立活動の内容を参考として指導する

（※平成 30 年度より、高等学校においても通級による指導が開始。）

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- (5) 健康状態の維持・改善に関すること。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

6区分の3・4

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
- (4) 集団への参加の基礎に関すること。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

6区分の5・6

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

平成 30 年 3 月 文部科学省 『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編』 P.75

4 環境の把握

(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること

・ **自閉症のある幼児児童生徒の場合**、**聴覚の過敏さ**のため特定の音に、また、**触覚の過敏さ**のため身体接触や衣服の材質に強く不快感を抱くことがある。それらの刺激が強すぎたり、突然であったりすると、感情が急激に変化したり、思考が混乱したりすることがある。そこで、不快である音や感触などを自ら避けたり、幼児児童生徒の状態に応じて、音が発生する理由や身体接触の意図を知らせるなどして、それらに少しずつ慣れていったりするように指導することが大切である。なお、ある幼児児童生徒にとって不快な刺激も、別の幼児児童生徒にとっては快い刺激である場合もある。したがって、個々の幼児児童生徒にとって、快い刺激は何か、不快な刺激は何かをきめ細かく観察して把握しておく必要がある。また、不足する感覚を補うため、身体を前後に動かしたり、身体の一部をたたき続けたりして、自己刺激を過剰に得ようとすることもある。そこで、例えば、**身体を前後に動かしている場合**には、ブランコ遊びを用意するなど、自己刺激のための活動と同じような感覚が得られる他の適切な活動に置き換えるなどして、幼児児童生徒の興味がより外に向かい、広がるような指導をすることが大切である。

対象

指導上の工夫

願う姿

対象

指導上の工夫

願う姿

4 環境の把握

(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること

・ **ADHDのある幼児児童生徒の場合**、注意機能の特性により、注目すべき箇所がわからない、注意持続時間が短い、注目する対象が変動しやすいなどから、学習等に支障をきたすことがある。そこで、注目すべき箇所を色分けしたり、手で触れるなど他の感覚も使ったりすることで注目しやすくしながら、注意を持続させることができることを実感し、自分に合った注意集中の方法を積極的に使用できるようにすることが大切である。

・ **障害のある幼児児童生徒が言葉や数の学習で示す困難は**、個々の認知の特性による場合が少なくない。例えば、LDのある児童生徒の場合、視知覚の特性により、文字の判別が困難になり、「め」と「ぬ」を読み間違えたり、文節を把握することができなかつたりすることがある。そこで、本人にとって読み取り易い書体を確認したり、文字間や行間を広げたりして負担を軽減しながら新たな文字を習得していく方法を身につけることが大切である。

対象

指導上の工夫

願う姿

対象

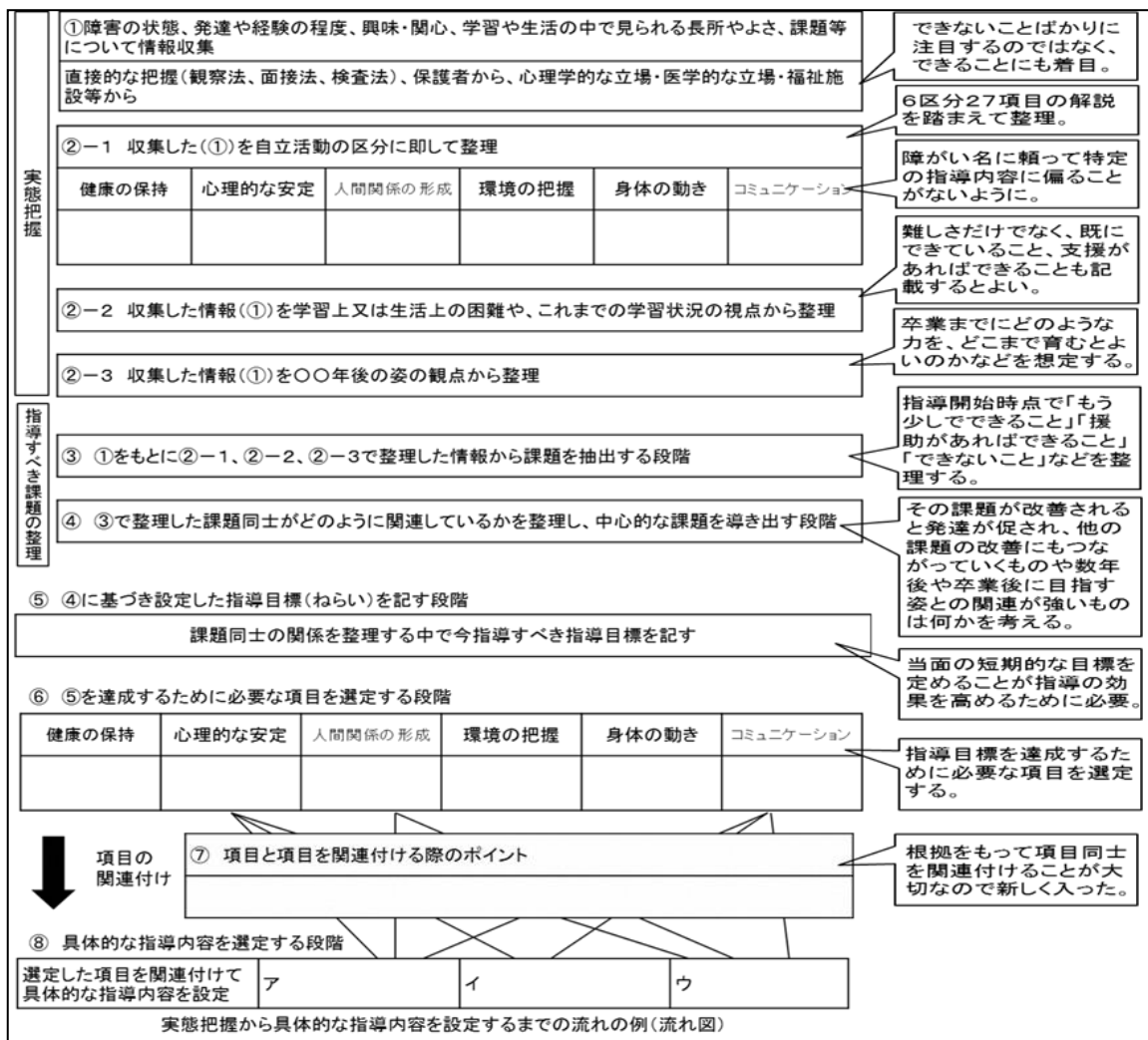
指導上の工夫

願う姿

実態把握から指導内容を設定するまで

平成 30 年 3 月 文部科学省 『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編』 P.29

- ① 障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集。
- ②-1 収集した情報を自立活動の区分に即して整理。
- ②-2 収集した情報を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理。
- ②-3 収集した情報を〇〇年後の姿の観点から整理。
- ③ 収集した情報から課題を抽出。
- ④ 整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す。
- ⑤ 指導目標を設定。
- ⑥ 指導目標を達成するために必要な項目を選定。
- ⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント。
- ⑧ 具体的な指導目標を設定。



実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの障がい種ごとの例示が充実。

- 図 3 肢体不自由（脳性まひ）と重度の知的障害
- 図 4 聴覚障害
- 図 5 視覚障害
- 図 6 聴覚障害
- 図 7 知的障害
- 図 8 肢体不自由
- 図 9 病弱
- 図 10 言語障害
- 図 11 自閉症
- 図 12 学習障害
- 図 13 注意欠陥多動性障害
- 図 14 高機能自閉症（アスペルガー症候群を含む）
- 図 15 盲ろう

これらの例示を御参照ください。



◆参考資料

- ・平成 30 年 3 月 文部科学省 『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編』
- ・平成 29 年告示 文部科学省 『小（中）学校学習指導要領解説 総則編』
- ・昭和 22 年文部省令第 11 号 『学校教育法施行規則』

美濃・可茂教育事務所

【テーマ】 実態把握に基づいた自立活動の指導と評価の一体化

実態						
区分項目						



活動 ・ いつ ・ 誰と						
--------------------------	--	--	--	--	--	--